

園内で体調不良者が出た場合等（新型コロナウイルス感染症対応）のチャート（園児・職員・保護者）

体調不良の症状（*A）が出た場合、緊急対応責任者へすぐに連絡を入れる（①が不在の場合②→④）

14日以内に海外への渡航・渡航者への接触
あるいは
14日以内に感染（疑い）のある人へ接触したか

どちらか一方でも
ある場合

緊急対応責任者が同行し、すぐに他の園児・職員と**隔離**する。
本人のかかりつけ医もしくは新型コロナ受診相談窓口（24時間対応）*2へ連絡を取り、受診の必要があるか相談。
園児の場合、保護者に連絡を取り、すぐに受診できる体制を取って貰う。
職員の場合、本人が医療機関を受診、もしくは家族等が同行し受診させる。

感染の疑いがある。

理事長に通知。リーダー招集。今後の対応について協議する。
リーダーは同じ保育室を利用している園児・職員など、濃厚接触者（*B）ををリストアップ。
職員には濃厚接触者のリストを周知し、本人含め体調不良が無いか目を配る。
リスト内で複数の体調不良が出た、PCR検査を受けた場合には、**管轄行政機関に相談する。*1**

医療機関より、**感染（確定）**の診断が出た場合（PCR検査陽性）

園長が管轄行政機関へ連絡*1、指示を仰ぐ。
保健所等による追跡調査が行われるので、リストを提出の上協力する。
濃厚接触者となる園児の保護者へ通知。14日間の自宅待機と登園不可の要請。体調チェックのお願い
濃厚接触者となる職員の14日間の自宅待機と体調チェックの依頼。
人数によっては、園の臨時休園を検討。その際は近隣で一時受け入れの可能性を併せてお知らせが望ましい。

その他状況に応じて管轄行政機関*1に相談などを行い、万が一に備えて適切な対策を取る

※厚労省発表の「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」、外務省発表の「感染症危険情報レベル2・レベル3」参考

通常の体調不良として判断
職員は解熱後24時間経過と呼吸器症状が改善すれば通常通り。
園児は熱が下がりが24時間経過と呼吸器症状が改善すれば登園可能。

3日以内に
症状が改善した場合

両方ない場合
いったん自宅待機とし、登園禁止とする。
その間1日2度の検温を行い記録して貰い、症状の改善がみられない
発熱・倦怠感・息苦しさ・味覚嗅覚異常等あれば受診を検討。

受診検討の
必要がある場合

本人のかかりつけ医、もしくは、新型コロナ受診相談窓口（24時間対応）*2へ相談
園児の場合は保護者が対応。
職員の場合は状況に応じて緊急対応責任者が受診等の相談に応じる。
（1人暮らしの場合など）

緊急対応責任者へ連絡した上で
濃厚接触者（*B）と特定された園児・職員・保護者が出た場合
PCR検査を受けた園児・職員・保護者が出た場合
緊急対応責任者へ連絡した上で

*A

体調不良の症状とは
発熱・咳等の風邪症状
倦怠感・味覚嗅覚異常
下痢・嘔吐等、普段と違う状態

*B

濃厚接触者とは、患者の発症2日前から手で触れることができる範囲（目安として1メートル）の距離で必要な感染予防策なく、患者と15分以上の接触があった者。（2020/4/21国立感染症研究所）

症状改善に4日以上
かかった場合

念の為、行政機関*1などに相談の上、
登園・復帰の判断を行う。
解熱後24時間経過と呼吸器症状の改善が無ければ、登園は不可。

*1 練馬区保育課看護指導担当係 03-5984-1423（平日8:30～17:15）
保育課休日・夜間連絡専用受付 ①090-6501-7906
②080-4812-2735
*2 練馬区保健所 03-5984-4761（平日9:00-17:00）
土日祝・夜間 03-5320-4592
→必要性があれば帰国者接触者外来で受診

【報告すべき事項】

- ・施設名、報告者氏名
- ・対象者について（園児or職員、クラス等）
- ・状況（PCR検査陽性、PCR検査結果待ち、濃厚接触者等）
- ・対象者の最終登園（送迎）・出勤日
- ・これまでの経過

緊急対応責任者：
①高橋 八映（園長）
②堀内 由紀（副園長）
③塩澤 千代子（主任）
④内御堂 麻美（看護師）